

Press Release

平成29年7月19日

日本公認会計士協会

第51回定期総会の決議事項について

本日（7月19日）の第51回日本公認会計士協会定期総会において、承認された決議事項の概要をご報告いたします。

I 継続的専門研修の履修等に係る指導監督の実効性向上及び情報提供の充実のための制度整備に係る会則の一部変更及び関係規則の制定・一部変更

本会は、継続的専門研修（以下「CPE」という。）の受講義務などの重要な法的義務を履行しない会員に対する是正措置の実効性を向上させるため、次のとおり必要な制度整備を行うこととした。

1. 現行、CPEの受講義務違反者に対しては、綱紀審査会の議に基づく懲戒の前段階として、「氏名等公示」や「会員権停止1年及び行政処分請求」の懲戒処分を行うこととしている。この現行の懲戒制度を改め、前段階の対応として、義務の履行を会長から「指示」とするとともに、会員への周知のために「公示」し、更に一定期間を経ても義務を履行しない場合には、その旨を一般社会へ「公表」することとした。
2. 「指示」を受けた会員は、速やかに改善措置を講じ、協会の求めに応じて改善措置の状況を報告しなければならないものとされており、「公示」だけでなく、高い抑止効果が期待できる「公表」を組み合わせることで、よりきめ細やかで実効性の高い対応が可能になるものと考えている。なお、こうした措置によってもなお改善が見られない場合には、最終的な処分として綱紀審査会の議に基づく懲戒を行うこととした。
3. そのほか、変更登録義務及び会費納付義務の違反者に対しても同様の制度変更を行うこととした。

II 社外役員会計士協議会設置のための会則の一部変更

本会では、社外取締役等の担い手としての公認会計士への期待の高まりに応えるため、現行、社外取締役等への施策を、組織内会計士協議会の中に設置した専門委員会にて実施してきた。今後更に、社外取締役等の適任者として公認会計士への需

要が高まると考えられることから、既存の専門委員会を発展的に改組し、社外役員会計士協議会を設置することとした。同協議会では、社外役員会計士の職務に係る調査研究のほか、研修会の企画立案や情報の提供、社外役員会計士の組織化等の施策を強化していく予定である。

Ⅲ 法定監査関係書類等提出規則及び会費規則の一部変更

1. 医療法に基づく医療法人等の監査

平成29年4月2日に施行された医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）により、一定の基準に該当する医療法人についても公認会計士等による監査が義務付けられることとなった。また、同改正法により、新たに創設された地域医療連携推進法人制度における地域医療連携推進法人についても、その貸借対照表等について公認会計士等による監査を受けなければならないこととされた。

これらを受け、本会において当該監査の実施状況を定期的に把握する必要があることから、当該監査に係る監査実施報告書の提出を求めることとした。

なお、医療法に基づく社会医療法人の監査は従前より業務会費の対象であり、当該監査についても業務会費の対象となる。

2. 社会福祉法に基づく社会福祉法人の監査

平成29年4月1日に施行された社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）により、一定の基準を超える社会福祉法人は、計算関係書類等について会計監査人の監査を受けなければならないこととされた。

これを受け、本会において当該監査の実施状況を定期的に把握する必要があることから、当該監査に係る監査実施報告書の提出を求めることとし、あわせて、当該監査を業務会費の対象とすることとした。

Ⅳ 修了考査運営委員会委員の任期の変更に係る会則の一部変更

本会では、修了考査を行うため、修了考査運営委員会を置いているが、その委員の任期を修了考査に係る業務サイクルに合わせた任期に変更することとした。

以 上